

第1回 ホテル火災対策検討部会議事要旨

1 日時

平成24年6月18日(月)10時から12時まで

2 場所

砂防会館別館会議室3階「穂高」

3 出席者

部会長	関澤 愛	東京理科大学国際火災科学研究科	教授
委員	荒井 伸幸	東京消防庁	予防部長
委員	安藤 勝	千葉市消防局	予防部長
委員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会	事務局長
委員	小川 健司	広島市消防局	予防部長
委員	木下 健治		弁護士
委員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	理事
委員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科	教授
委員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科	教授
委員	古舘 謙護	盛岡地区広域消防組合消防本部	消防次長兼予防課長
委員	増田 優人	京都市消防局	予防部長
委員	山崎 登	日本放送協会	解説主幹

(事務局)

消防庁	予防課長	渡邊 洋己	違反処理対策官	大嶋 文彦
	設備係長	竹本 吉利	企画調整・制度係	亀山、緒方
	設備係	辰川、尾上		

4 配付資料

- 資料1-1 「ホテル火災対策検討部会」委員名簿
- 資料1-2 「予防行政のあり方に関する検討会」開催要綱
- 資料1-3 広島県福山市ホテル火災の概要
- 資料1-4 第1回福山市建築物査察等適正化対策委員会資料
- 資料1-5 3名以上の死者の発生したホテル火災(昭和55年以降)
- 資料1-6 ホテル火災を踏まえた火災予防行政上の課題及び検討方針について
- 資料1-7 ホテル等に係る現行の規制の概要について
- 資料1-8 立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアルについて
- 資料1-9 違反对象物や適合対象物の公表等に係る制度について
- 資料1-10 今後の検討スケジュール(案)について

参考 小林委員提出資料

<参考資料>

参考資料1 過去10年におけるホテル・旅館における火災の状況

参考資料2 関係法令抜粋

参考資料3 東京都火災予防条例等の抜粋

参考資料4 ホテル・旅館に係る規制について
(建築基準法、消防法及び旅館業法の比較)

参考資料5 「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」
(平成24年5月14日消防予第181号)

参考資料6 「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施」(平成24年5月16日報道資料)

5 議事要旨

(1) 広島県福山市のホテル火災の概要について

- ・ 自動火災報知設備は鳴動していたのか。
→ 鳴動音を聴いたという証言もあるようであるが、現在調査中である。
- ・ 建築物を増築後、接続したということだが、当初その部分に防火戸が設置されていたのか。
→ 詳細については、現在調査中である。

(2) 各種規制について

- ・ 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されているのに、不特定多数の人が宿泊するホテルの自動火災報知設備の設置の義務が300㎡以上となるのは疑問。この場での検討は困難かもしれないが、規制体系について、更には防災規制について見直す必要があるのではないか。特に、旅館・ホテル等の自動火災報知設備については、この場において検討すべきではないか。
→ 自動火災報知設備の設置義務については、当検討部会の検討対象でもあり、次回以降、検討を進めていただきたい。
- ・ 盛岡広域では、旅館・民宿等で300㎡未満の対象物については、国の「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」事業を活用して住宅用火災警報器の連動型の設置を指導している。

(3) 立入検査・違反処理について

- ・ 当該ホテルの火災の状況を見ると、現行の規制においても運用を的確にしていれば防ぐことができたのではないかと考えられる。消防部局も建築部局も違反を確認していたにもかかわらず是正に至らなかった。このことをしっかり検討すべき。
→ 規制が十分であったかということだけでなく、立入検査、違反処理等の課題についても検討をお願いしたい。
- ・ 当該ホテルについて、平成15年以降、立入検査が未実施である。福山市では、立入検査を2年に1度実施するという規定があったとも聞かすが、どうしてか。
→ どのような経緯で平成15年以降立入検査が未実施となったかについては、現在、福山市建築物査察等適正化対策委員会において調査中である。追って報告したい。
- ・ 東京消防庁では、平成13年の歌舞伎町雑居ビル火災以前は、福山市と同様に、防火対象物を大きく区分して実施間隔を定めて立入検査を行っていた。この場合、違反の指摘はするが、違反処理まで移行できないというのが問題になっていた。平成13年の歌舞伎

町雑居ビル火災以降は、用途ごとの火災件数等を踏まえ、危険性を評価し実施していくような方法とした。そして、過去に違反指摘が積み重なっている防火対象物はリストアップし集中的に違反処理の対応をすることとした。

- ・ 当該ホテルについて、平成23年9月に建築部局が防災査察を実施しているのに、消防側へ情報提供がなされていないというのが問題である。もう少し消防と建築部局が連携できる体制作りが必要ではないか。
 - ・ 千葉市においては、消防から建築部局へ通知する制度はあるが、なかなか実効性が伴っていないというのが現状である。
 - ・ 京都市においては、1年に2回、建築部局と合同で立入検査を実施しているが、件数は少ないのが現状である。また、違反通報という制度を設けており、消防が立入検査で把握した建築基準法違反のうち、必要と認めるものを建築部局に通報している。
 - ・ 盛岡広域においては、連携はある程度図られていると考えている。建築物防災週間や建築関係の違反があれば、市や県の建築部局と合同で立入検査を実施している。
 - ・ 広島市においては、建築部局に比べて消防は立入検査件数が多いため、なかなか建築部局に建築関係の違反を報告しても立入検査の実施につながらないこともあったが、今回の福山市の火災を受けて、しっかりと違反内容を共有し、合同で立入検査を実施していこうとシステムづくりを始めたところである。
 - ・ 各自治体において、旅館等の立入検査回数に地域格差がある。厚生労働省としては、各自治体に対し、立入検査の適切な実施をお願いする通知を发出させていただく予定である。
 - ・ 建築基準法の違反については、消防に権限がないため、違反内容を共有するだけでなく、違反を具体的にどう是正していくかというシステムを検討していくことが重要である。
 - ・ 消防が、建築基準法違反について措置命令をかけるのは難しいが、建築基準法違反プラス消防用設備等の未設置違反があれば、使用停止命令をかけることは可能である。建築部局から、建築基準法違反や既存不適格の判断が示されれば、対応がし易くなる。
- 消防と建築部局がしっかり連携していかなければならないということは間違いないと考える。建築部局に比べると消防の立入検査件数が圧倒的に多いため、消防が建築基準法の違反を発見するケースが多いと考えられる。建築基準法の違反そのものに、消防が措置命令をかけるのは難しく、特定行政庁が対応すべき内容であるので、特定行政庁と連携して必要な是正を図ることが重要である。

(4) 火災予防上危険な建物への対応について

(適マーク制度関係)

- ・ 適マーク制度を再評価する必要があると考えている。今回の福山の火災を見ても、火災予防の立入検査は、消防の側面と、建築の側面と両面見ないと実効性をあげることができない。消防は消防部局、建築は建築部局でしっかりやって連携がとれていればよいのかもかもしれないが、実態を見ていると、立入検査の頻度は消防部局が圧倒的に多く、建築部局は耐震偽装問題への対応などもあり頻度を上げることは困難。消防部局が立入検査する際には、少なくとも不特定多数の人が宿泊するホテル等に関しては、以前の適マーク制度が持っていた役割をもう一度見直す必要がある。以前の適マーク制度は相当有効であった

制度であり、川治プリンスホテル以来、消防が育ててきた制度であって、これを復活することを検討すべきではないか。

- ・ 日本ホテル協会加盟のホテルと福山市のホテルとでは少し形態が異なるように感じている。協会加盟のホテルについては、大規模なホテルが多いため、防火意識は高く、ハード面については適切に講じられているものとする。消防の立入検査においてもかなり厳しく指導されていると感じているため、福山市のホテルのように長年違反状態が継続していたということ自体に驚いている。
 - ・ 適マークの交付されていない対象物の違反処理を優先する体制ができるという意味でも適マーク制度というのは効果があると思う。適マークがないということ処分基準や違反処理マニュアル等にも盛り込んでいくことも良いのではないかと。消防、建築両面を連動させることができるという点においても適マーク制度を復活させるというのは非常に意味があるのではないかと考える。
 - ・ 防火対象物定期点検報告制度には、建築基準法関係の項目が点検項目に掲げられていないことや管理権原者が変更になると特例認定が取得できないといった問題がある。そのようなことを踏まえ、より優良な防火対象物にその旨を表示できないのかということで東京消防庁では優マーク制度を創設した。都内に約970対象物が優マークの認定を受けている。適マーク制度はよい制度であったが、防火対象物定期点検報告制度にプラスして運用することには混乱する面もあると考える。したがって、制度的な整理も必要であると思う。
 - ・ インターネットでホテル等を検索するときに、「適マーク有」などの安全情報が当然に掲載されているということになれば良いのではないかと。適マークはプラスの情報であり掲載に抵抗は少ないと思われるため、インターネット業界に働きかけるというのも良いのではないかと考える。
- 適マーク制度のように全国的な運用のものでないインターネットなどで広範に表示してもらうことは難しいと思う。防火対象物定期点検報告制度については、定期点検を的確に実施してもらうというのが制度の主旨であるが、その表示が、適マーク制度を検討していくにあたって複雑で混乱するというのであれば、整理する必要があると考えている。
- ・ 適マークは、修学旅行での宿泊先を決める指標にもなっていたこともある。適マークは消防が造った言葉であるが、社会的に市民権を得た言葉であり、廃止する際には消防だけの判断で廃止してよいものかと感じた。現在の制度の中に適マーク制度をどのように位置づけるかというのは検討が必要だと思うが、ぜひもう一度適マーク制度の立入検査を行えるよう検討してほしい。
 - ・ 適マーク制度があった頃には、ホテル協会の入会基準にも適マークを取得していることというのが条件としてあったため、再度全国的に運用されるというのであれば、ホームページ等で情報提供を行うことはできるのではないかと考える。

(違反公表制度関係)

- ・ 東京消防庁の違反対象物の公表制度については、どの程度の件数があるのか。どの程度有効なのか。
- ・ 平成23年4月1日からスタートし、これまでに129の防火対象物を公表しており、67の対象物が是正され、62の対象物が現在も公表中である。公表対象になるということが違反是

正を促進しており、一定の効果があつたのではないかと考えている。当該制度については、不利益処分ではなく情報公開の一環なので、難しい名あて人の特定等が不要であり、この建物には自動火災報知設備が未設置である等の事実を都民に情報提供するだけのものであるため容易にできるというメリットがある。

- ・ 名あて人の特定に時間がかかるという問題は、随分以前からの課題であるにもかかわらず、依然解決できていないといのは制度が悪いのではないか。とりあえず所有者でよいのではないか。消防本部が現場で困っているというのに一向に解決されないというのが疑問である。
 - ・ 都心部の複合用途防火対象物でテナントが多数入っている対象物については、非常に名あて人の特定が難しいというのが現状である。スプリンクラーならば明確なのだが、建物の一部の自火報の未設置や防火管理者の未選任などは様々な関係者、管理権原者が関係する。
- 命令をかける際に名あて人の特定等の問題があることについては、円滑にできるよう情報を共有した上で、整理して参りたい。

(5) 今後のスケジュール等について

事務局より資料1-10に基づき今後のスケジュールについて説明した。委員より、特段の意見はなかった。

(6) その他

次回の検討部会の日時、場所等については、後日改めて調整することとなった。

以上